様式第3号の1（第10条の２関係）

(第1面)

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 三原市長(建築主事)  指定確認検査機関 | 様 |

工事監理者　住所

　氏名

(　　)建築士(　　)登録第　　　　　　　　　　号

(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　電話 (　　　)

省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）

次のとおり、工事の監理状況を報告します。

この監理報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報告内容 | | | |
| 報告事項 | 照合を行った設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| １　外皮 | (1)外壁等を構成している建材の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む｡） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ２　空気調和設備 | (1)熱源機器の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)冷暖同時供給の有無 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (3)熱源機器に係る台数制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (4)蓄熱システムの仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (5)２次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (6)２次ポンプの変流量制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (7)２次ポンプに係る台数制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (8)空調機の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (9)空調機ファンの変風量制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (10)予熱時外気取入停止制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (11)外気冷房制御の有無 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (12)全熱交換器の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (13)全熱交換器のバイパス制御の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ３　換気設備 | (1)換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ４　照明設備 | (1)照明器具の消費電力、台数及び取付状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)各種制御の設置状況  （在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |

(第2面)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報告内容 | | | |
| 報告事項 | 照合を行った設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| ５　給湯設備 | (1)熱源機器の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)給湯配管の保温の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (3)節湯器具の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (4)太陽熱利用設備の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ６　昇降  機設備 | (1)昇降機の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ７　太陽光発電設備 | (1)太陽光発電の仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2)パワーコンディショナの仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ８　コージェネレ  ーションシステム | (1)コージェネレーションシステムの仕様、設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |

注１　この様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を

確認した建築物に係る工事監理を対象とする。

２　計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。

３　「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第１条の３に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

４　「確認方法」の欄は、Ａ・Ｂ・Ｃのうち、該当するものを○で囲むこと。Ｃに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Ｃで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。

Ａ：目視(試験)による立会確認

Ｂ：計測等による立会確認

Ｃ：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・規格証明書・施工図・試験成績書等による確認

５　「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

６　不用の文字は、消すこと。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。